

基本的人権-平等権

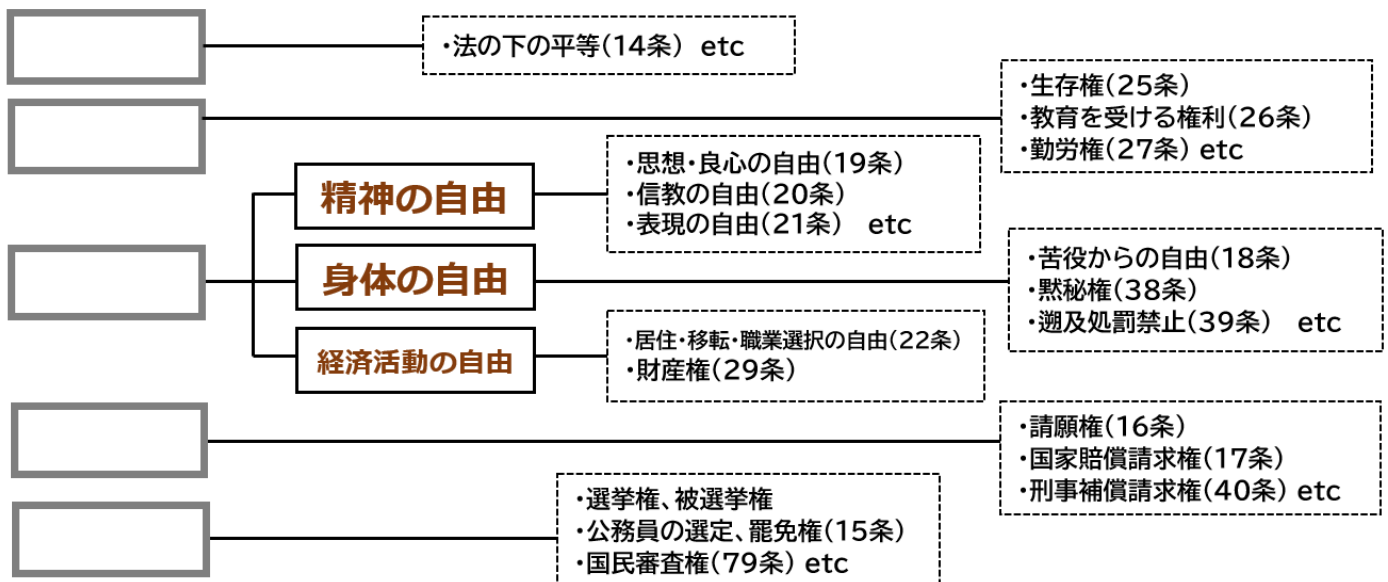


(i) 基本的人権の保障

憲法 13 条 「すべて国民は〔¹ 〕として尊重される」
「生命、自由及び〔² 〕に対する国民の権利…最大の尊重を必要とする」

この条項を具体化する形で、権利保障への道が模索されてきた。

■日本国憲法で保障される基本的人権【下の一覧で整理しておこう】



(ii) 法の下での平等

憲法 14 条 すべて国民は、〔³ 〕に平等であって、人種、〔⁴ 〕、性別、社会的身分又は〔⁵ 〕により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第 1 項)
※両性の平等については、特に第 24 条で明記されている。

■アイヌ民族差別問題

- 1899 **北海道旧土人保護法** ← アイヌ民族に同化を強要する差別的な内容
- 1997 **アイヌ文化振興法** ← 文化振興が中心で先住権に関わる項目は無し
- 2016 〔⁶ 〕 **推進法** 制定
- 2019 〔⁷ 〕 制定：法律として初めて先住民と明記し、差別禁止や交付金を盛り込む

■障害者差別問題

- 1960 〔⁸ 〕 制定：国や企業に障がい者を一定割合以上で雇用することを 義務付け
- 2013 〔⁹ 〕 制定：障害者権利条約に基づき、人権保護のための合理的配慮を求める

■男女差別問題

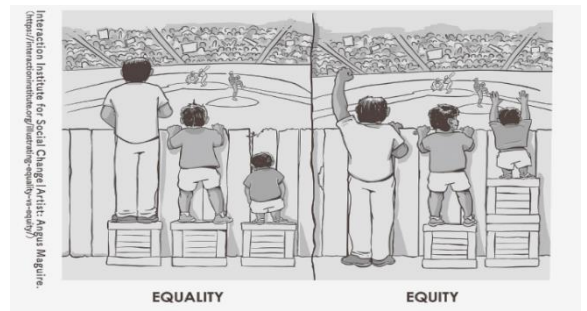
- 1979 国連総会で**女子差別撤廃条約**が採択
 1985 〔¹⁰ 〕 制定
 1999 〔¹¹ 〕 **基本法** 制定

Think🗨️ ジェンダーとは何か？

性別には生物学的な性差 (Sex) と、文化的・社会的に作られた性差 (Gender) が存在するが、「ジェンダーが性差別の根源である」と主張されることが多い。「男は青、女はピンク」という生まれつき存在する差もあれば、「男は仕事、女が家事」という役割に差を付けられることもある。差別的な扱いはなくさなければいけない。女性が差別的扱いを受けることが多いため、積極的に差別を是正する措置が求められる。

この積極的差別是正のことを〔¹² 〕 (**アファーマティブ・アクション**) といい、平等を実現するために重要な措置である。

イラスト左側は平等に同じ高さの段を使っており、右側では結果的に同じ視線になっている。どちらも平等といえるが、男女差別に関しては右側のような措置が求められるだろう。左側の平等は「**形式的平等**」を表しているのに対し、右側の平等は「**実質的平等**」を表している。



近年では、女性の社会進出の観点から、**選択的**〔¹² 〕 **制度**の導入も議論されている。

メリット・・・女性が苗字を変える面倒さ、不平等さの軽減。自分の苗字を失わずに済む。

デメリット・・・誰と誰が家族なのかわかりづらい。伝統が失われる。結婚時・出産時に揉める可能性あり。

■性的少数者差別問題

LGBTとは・・・？

L = () G = () B = () T = ()

その他にも「I (インターセックス)：身体的に男女の区別がつきにくい人」や「A (アセクシャル)：同性も異性も好きにならない人」、「Q (クエスチョニング)：自分の性別や性的指向に確信が持てない人」など、さまざまな性的少数者が存在する。

■外国人差別問題

外国人は法律により権利を制限されることがある。しかし、人は生まれながら権利を持つものであり可能な限り人権が認められなければならない。

参政権	国政 = [] 地方 = [] ※地域だけの住民投票で、定住外国人の参加を認めた例はある
就職	国家公務員 = [] 国公立学校の教員 = [] ※常勤講師として採用 地方公務員 = [] ※地域により規定が異なる
社会保障	社会保険 = [] 生活保護 = [] ※各地域の裁量で支給されている

■家庭内差別問題

家庭の中でも、個人の尊重と平等を考えていかなければならない。 例：尊属殺人事件(1973)

2001年 **DV 禁止法** (2013年改正)

(iii) 平等権に関連する判例

尊属殺人重罰規定訴訟（1973最高裁）

法の下での平等

内容	刑法200条「尊属（自分より目上の身内）を殺したる者は、死刑もしくは無期懲役」という規定は、命に差を付けており、憲法14条「法の下での平等」を侵してはいないか。	
構図	A 刑法200条は正しい 家族や親戚の命は、他人の命より重みがある。 そんな命を奪った者は厳罰にして当然だ。	VS B 刑法200条は不平等 尊属の命が必ずしも他人より重いとは限らない。 今回の事件※1のような場合でも厳罰でよいのか？
判決	違憲 B の勝ち	尊属の命の重みを考慮し、厳罰化すること自体は良しとしたが、死刑or無期懲役という内容は厳しすぎると判断。 1995年にこの項目は削除された。

婚外子相続差別訴訟（2013最高裁）

法の下での平等

内容	婚姻関係にない男女の子（婚外子）と婚姻関係にある夫婦の子（嫡出子）では、遺産相続に差があるという民法900条の規定は、憲法14条「法の下での平等」に違反していないか。	
構図	A 民法900条は正しい 婚外子と嫡出子の間に差をつけることは合理的である	VS B 民法900条は不平等 父母が婚姻関係にあったかどうかは、子には関係のないこと
判決	違憲 B の勝ち	父母の婚姻関係は子には選択の余地がない。 子ではどうしようもできないことに対し、子自身が不利益を受けることは許されない差別と判断。2013年にこの民法規定は削除。

再婚禁止期間訴訟（2015最高裁）

法の下での平等

内容	女性のみにも再婚禁止期間(6か月)を設けている民法733条の規定は女性に対しての結婚差別であり、憲法14条「法の下での平等」に違反していないか。	
構図	A 民法733条は正しい この期間があることで、本当の父親が誰かという判断が可能であり、必要なルールである	VS B 民法733条は不平等 Aの主張は分かるが、その期間が6か月というのは長すぎるのではないのか
判決	違憲 B の勝ち	父親の推定のためには、現代の科学技術であれば100日以上期間は必要なく、過剰な制約である。 2016年に女性の再婚禁止期間を100日に改正。

障がい児入学拒否訴訟（1992地裁）

法の下での平等

内容	市立高校を受験し合格に十分な成績を収めたが、障がいを理由に不合格となった。少年が不合格の取り消しと損害賠償を求めて訴えを起こした。	
構図	原 障がいで不合格は差別 合格にふさわしい成績を残したのであれば教育を受ける権利があり、高校の判断は差別	VS 被 学校側の事情もある 少年は車いすが必須であり、十分な履修ができないと判断。差別ではない。
判決	原告勝訴 原 の勝ち	高校の選抜は誤ったものであり、少なくとも1年間分は教育を受ける権利を侵害したと裁判所は判断。原告の訴えを全面的に認め、少年は高校への入学が認められた

(IV) 男女平等について考える

Link🔗 女性への配慮は区別？差別？

日本でのポジティブアクションは、「女性がない・少ない職種に女性を積極的に採用」「女性の意見を反映したセクハラ防止対策」「雑用・掃除など社内慣行の見直し」などが挙げられる。男女同権が進む北欧諸国では、政治家や企業の役員の一定割合を女性が占めるようにする制度を採用している国もある。これらは必要な措置とはいえ、行き過ぎると逆差別(男性差別)となる恐れもある。以下の事例で考えよう。

case 1 政治家の一定数を強制的に女性で占める法案 ⇒ 賛成 ・ 反対

【なぜそう考えたか】

case 2 全ての電車に女性専用車両を設置する案 ⇒ 賛成 ・ 反対

【なぜそう考えたか】

case 3 東大の入学生に女性枠を設定する案 ⇒ 賛成 ・ 反対

【なぜそう考えたか】

これをどう考えるかは正解はない。しかし、女性が男性よりも厳しい立場に置かれている現状は紛れもない事実であり、改善する余地の大きな問題といえる。今の日本で本当の男女平等を実現するには、「女性優遇」と言われるような一見強引にも見える措置を講じるくらいが、ちょうどいいのかもしれない。

基本的人権-平等権



(i) 基本的人権の保障

憲法 13 条 「すべて国民は〔¹ 個人 〕として尊重される」
「生命、自由及び〔² 幸福追求 〕に対する国民の権利…最大の尊重を必要とする」

この条項を具体化する形で、権利保障への道が模索されてきた。

■日本国憲法で保障される基本的人権【下の一覧で整理しておこう】



(ii) 法の下での平等

憲法 14 条 すべて国民は、〔³ 法の下 〕に平等であって、人種、〔⁴ 信条 〕、性別、社会的身分又は〔⁵ 門地 〕により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第 1 項)
※両性の平等については、特に第 24 条で明記されている。

■アイヌ民族差別問題

- 1899 北海道旧土人保護法 ← アイヌ民族に同化を強要する差別的な内容
- 1997 アイヌ文化振興法 ← 文化振興が中心で先住権に関わる項目は無し
- 2016 〔⁶ 部落差別解消推進法 〕 推進法制定
- 2019 〔⁷ アイヌ施策推進法 〕 制定：法律として初めて先住民と明記し、差別禁止や交付金を盛り込む

■障害者差別問題

- 1960 〔⁸ 障害者雇用促進法 〕 制定：国や企業に障がい者を一定割合以上で雇用することを義務付け
- 2013 〔⁹ 障害者差別解消法 〕 制定：障害者権利条約に基づき、人権保護のための合理的配慮を求める

■男女差別問題

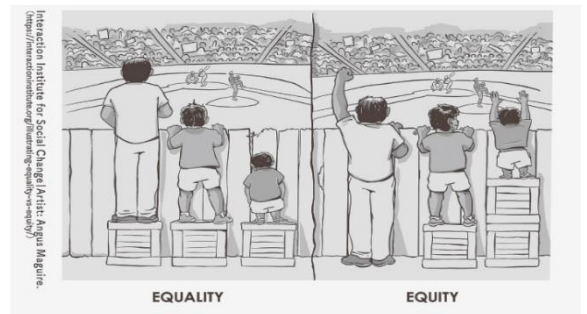
- 1979 国連総会で**女子差別撤廃条約**が採択
- 1985 〔¹⁰ **男女雇用機会均等法** 〕制定
- 1999 〔¹¹ **男女共同参画社会** 〕**基本法** 制定

Think🗨️ ジェンダーとは何か？

性別には生物学的な性差 (Sex) と、文化的・社会的に作られた性差 (Gender) が存在するが、「ジェンダーが性差別の根源である」と主張されることが多い。「男は青、女はピンク」という生まれつき存在する差もあれば、「男は仕事、女が家事」という役割に差を付けられることもある。差別的な扱いはなくさなければいけない。女性が差別的扱いを受けることが多いため、積極的に差別を是正する措置が求められる。

この積極的差別是正のことを〔¹² **ポジティブアクション** 〕(アファーマティブ・アクション) といひ、平等を実現するために重要な措置である。

イラスト左側は平等に同じ高さの段を使っており、右側では結果的に同じ視線になっている。どちらも平等といえるが、男女差別に関しては右側のような措置が求められるだろう。左側の平等は「**形式的平等**」を表しているのに対し、右側の平等は「**実質的平等**」を表している。



近年では、女性の社会進出の観点から、**選択的**〔¹² **夫婦別姓** 〕**制度**の導入も議論されている。

メリット・・・女性が苗字を変える面倒さ、不平等さの軽減。自分の苗字を失わずに済む。

デメリット・・・誰と誰が家族なのかわかりづらい。伝統が失われる。結婚時・出産時に揉める可能性あり。

■性的少数者差別問題

LGBTとは・・・？

L = (**レズビアン**) G = (**ゲイ**) B = (**バイセクシャル**) T = (**トランスジェンダー**)

その他にも「I (インターセックス)：身体的に男女の区別がつきにくい人」や「A (アセクシャル)：同性も異性も好きにならない人」、「Q (クエスチョニング)：自分の性別や性的指向に確信が持てない人」など、さまざまな性的少数者が存在する。

■外国人差別問題

外国人は法律により権利を制限されることがある。しかし、人は生まれながら権利を持つものであり可能な限り人権が認められなければならない。

参政権	国政 = { × } 地方 = { × } ※地域だけの住民投票で、定住外国人の参加を認めた例はある
就職	国家公務員 = { × } 国公立学校の教員 = { △ } ※常勤講師として採用 地方公務員 = { △ } ※地域により規定が異なる
社会保障	社会保険 = { ○ } 生活保護 = { △ } ※各地域の裁量で支給されている

■家庭内差別問題

家庭の中でも、個人の尊重と平等を考えていかなければならない。例：尊属殺人事件(1973)

2001年 **DV 禁止法** (2013年改正)

(iii) 平等権に関連する判例

尊属殺人重罰規定訴訟（1973最高裁）		法の下での平等
内容	刑法200条「尊属（自分より目上の身内）を殺したる者は、死刑もしくは無期懲役」という規定は、命に差を付けており、憲法14条「法の下での平等」を侵してはいないか。	
構図	A 刑法200条は正しい 家族や親戚の命は、他人の命より重みがある。 そんな命を奪った者は厳罰にして当然だ。	VS B 刑法200条は不平等 尊属の命が必ずしも他人より重いとは限らない。 今回の事件※1のような場合でも厳罰でよいか？
判決	違憲 B の勝ち 尊属の命の重みを考慮し、厳罰化すること自体は良しとしたが、死刑or無期懲役という内容は厳しすぎると判断。 1995年にこの項目は削除された。	

婚外子相続差別訴訟（2013最高裁）		法の下での平等
内容	婚姻関係にない男女の子（婚外子）と婚姻関係にある夫婦の子（嫡出子）では、遺産相続に差があるという民法900条の規定は、憲法14条「法の下での平等」に違反していないか。	
構図	A 民法900条は正しい 婚外子と嫡出子の間に差をつけることは合理的である	VS B 民法900条は不平等 父母が婚姻関係にあったかどうかは、子には関係のないこと
判決	違憲 B の勝ち 父母の婚姻関係は子には選択の余地がない。 子ではどうしようもできないことに対し、子自身が不利益を受けることは許されない差別と判断。2013年にこの民法規定は削除。	

再婚禁止期間訴訟（2015最高裁）		法の下での平等
内容	女性のみにも再婚禁止期間(6か月)を設けている民法733条の規定は女性に対しての結婚差別であり、憲法14条「法の下での平等」に違反していないか。	
構図	A 民法733条は正しい この期間があることで、本当の父親が誰かという判断が可能であり、必要なルールである	VS B 民法733条は不平等 Aの主張は分かるが、その期間が6か月というのは長すぎるのではないか
判決	違憲 B の勝ち 父親の推定のためには、現代の科学技術であれば100日以上期間は必要なく、過剰な制約である。 2016年に女性の再婚禁止期間を100日に改正。	

障がい児入学拒否訴訟（1992地裁）

法の下での平等

内容	市立高校を受験し合格に十分な成績を収めたが、障がいを理由に不合格となった。少年が不合格の取り消しと損害賠償を求めて訴えを起こした。	
構図	原 障がいで不合格は差別 合格にふさわしい成績を残したのであれば教育を受ける権利があり、高校の判断は差別	VS 被 学校側の事情もある 少年は車いすが必須であり、十分な履修ができないと判断。差別ではない。
判決	原告勝訴 原 の勝ち	高校の選抜は誤ったものであり、少なくとも1年間分は教育を受ける権利を侵害したと裁判所は判断。原告の訴えを全面的に認め、少年は高校への入学が認められた

(IV) 男女平等について考える

Link🔗 女性への配慮は区別？差別？

日本でのポジティブアクションは、「女性がいない・少ない職種に女性を積極的に採用」「女性の意見を反映したセクハラ防止対策」「雑用・掃除など社内慣行の見直し」などが挙げられる。男女同権が進む北欧諸国では、政治家や企業の役員の一定割合を女性が占めるようにする制度を採用している国もある。これらは必要な措置とはいえ、行き過ぎると逆差別(男性差別)となる恐れもある。以下の事例で考えよう。

case 1 政治家の一定数を強制的に女性で占める法案 ⇒ 賛成 ・ 反対

【なぜそう考えたか】

case 2 全ての電車に女性専用車両を設置する案 ⇒ 賛成 ・ 反対

【なぜそう考えたか】

case 3 東大の入学生に女性枠を設定する案 ⇒ 賛成 ・ 反対

【なぜそう考えたか】

これをどう考えるかは正解はない。しかし、女性が男性よりも厳しい立場に置かれている現状は紛れもない事実であり、改善する余地の大きな問題といえる。今の日本で本当の男女平等を実現するには、「女性優遇」と言われるような一見強引にも見える措置を講じるくらいが、ちょうどいいのかもしれない。